

高所作業車運転技能講習受講のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号: 第51号
 登録有効期間満了日: 令和6年3月30日
 建設業労働災害防止協会福井県支部
 〒910-0853 福井市城東4丁目12-21(福井地区建設業会内)
 TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094
 【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

CPDS 認定講習 9ユニット【全科目】
 8ユニット【一部免除】
 この講習会はCPDSの学習履歴申請を主催者が行います。
 技術者証の写しを申込時に提出してください

1、就業することができ る業務内容		作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務			
2、講習日時及び会場		学 科	令和 5年 9月 7日 (木) 9:00~12:10 9月 8日 (金) 9:00~16:15	(公財)若狭湾エネルギー研究センター 敦賀市長谷 64-52-1	
		実 技	第1組 9月26日 8:30~16:30 第2組 9月27日 8:30~16:30 申込者数により26日のみの場合があります	何でもリース駐車場 福井市開発4丁目217	
3、受講対象者		免除科目AまたはBに該当する者(免除科目欄参照)に限ります。			
4、講習科目	区 分	講 習 内 容		講 習 時 間	
	学 科	①	原動機に関する知識	—	—
		②	高所作業車に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間	5時間
		③	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識(力学)	2時間	—
		④	関係法令	1時間	1時間
実 技	高所作業車のための装置の操作		6時間	6時間	
5、受講料等		免除 A 受講料34,375円 テキスト代1,914円 合計36,289円(消費税込) 免除 B 受講料33,275円 テキスト代1,914円 合計35,189円(消費税込)			
6、定 員		40名(定員になり次第受付を締め切ります。)			
7、受講手続き		所定の申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添え、建設業労働災害防止協会各分会へ提出してください。 受付時に交付する受講証は講習日ごとに会場受付に提示してください。			
8、科目の免除 (詳しくは受付窓口 でお尋ねください)		A	1 建設業法施工令に規定する建設機械施工技術 検定に合格した者 2 道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車 免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又 は <u>普通自動車免許を有する者</u> 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等 運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積 込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設 機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設 機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車 運転技能講習を修了した者。	(学科) ①原動機に関する知識	

	B	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	(学科) ① 原動機に関する知識 ③高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識
9、修了証の交付	所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したものに対し、高所作業車運転技能講習修了証を交付します。実技時印鑑を持参してください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までで1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 外国籍の方は、受講申込み際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願い致します。

お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで

高志分会	〒910-0853	福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL	0776-21-8094	FAX	0776-21-8094
南越分会	〒915-0831	越前市日野美 1 丁目 2-13 丹南建設開発機構内	TEL	0778-42-8870	FAX	0778-42-8871
鯖江越前分会	〒916-0023	鯖江市西山町11-7 鯖江建設業会内	TEL	0778-51-4683	FAX	0778-51-7088
嶺南分会	〒914-0052	敦賀市清水町 2-15-17	TEL	0770-22-0347	FAX	0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031	大野市月美町 14-21 (一社)大野建設業会内	TEL	0779-66-3125	FAX	0779-65-5678

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会

〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17 TEL/FAX 0770-22-0347

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、労働安全衛生法施行令の一部が改正され、労働安全衛生規則及び特別教育規程に「フルハーネス型安全帯使用作業」が新たに追加されました。(平成31年2月1日施行)

つきましては、標記教育を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講対象者	満18歳以上で高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務にたずさわる方。(ロープ高所作業を除く)			
日 時	令和5年9月11日(月) 9:00~16:30			
場 所	(一社)若狭地区建設業会館(小浜市木崎 32-16-1)			
定 員	40名(定員になり次第募集を締め切ります。)			
講習科目 及び 時間数	講習科目		講習時間	
	学科	I	作業に関する知識	1時間
		II	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識	2時間
		III	労働災害の防止に関する知識	1時間
		IV	関係法令	0.5時間
実技	V	墜落制止用器具の使用法等	1.5時間	
※この講習は、全科目受講(6時間)を対象に実施します。 ※実技実習は、作業服を着用し、各自保護具、手袋、フルハーネス型安全帯をご持参ください。				
受講料	会 員 10,637円(テキスト代847円・消費税込) 会員外 11,627円(テキスト代847円・消費税込)			
受講手続き	受講申込書に受講料を添えてお申し込みください。 建災防嶺南分会 敦賀市清水町 2-15-17 TEL/FAX 0770-22-0347 建災防若狭支分会 小浜市木崎 32-16-1 (一社)若狭地区建設業会内 TEL 0770-56-5500 引き換えに受講証を交付しますので、受付時に提示してください。			
修了証交付	教育修了者には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を交付します。 修了証交付にあたっては、受領印を押していただきますので、印鑑をご持参ください。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。 ※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。なお、事務局との質疑応答で日本語を理解できていない場合は受講できません。 ※ 教育時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。 ※ 申込書の「氏名」欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、自動車運転免許証等確認のできる書類の提出をお願いいたします。 ※ 「人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース)」制度の助成対象です。助成金支給申請内訳書の受講証明は嶺南分会までお申し出ください。 			

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習受講ご案内

CPDS 認定講習・7ユニット

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第61号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1. 作業主任者を選任すべき作業	建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業		
2. 講習日時及び会場	学 科	令和 5年 9月12日(火) 9:00~16:50 9月13日(水) 9:00~15:40	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3. 受講資格	①満18歳以後、建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業(建築物等の鉄骨の組立て等作業)に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者(申込時に卒業証明書を提示し、写しを提出して下さい。) ③その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条)		
4. 講習科目及び時間	学 科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具等に関する知識 ③ 作業環境等に関する知識 ④ 作業者に対する教育等に関する知識 ⑤ 関係法令	5 時間 1 時間 30 分 1 時間 30 分 1 時間 30 分 1 時間 30 分
5. 講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	・職能法の建築施工系とび科の訓練を修了した者又はとび1級又は2級の技能検定合格者	上記4の①②③
	ロ	・鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者 ・コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者	上記4の③④
6. 受講料等	受講料 全科目 13,475 円 テキスト代 1,914 円 合計 15,389 円(消費税込み) 免除イ 5,775 円 テキスト代 1,914 円 合計 7,689 円(消費税込み) 免除ロ 10,725 円 テキスト代 1,914 円 合計 12,639 円(消費税込み)		
7. 定 員	40名 ただし、受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8. 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください。)		
9. 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付いたします。 なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので受講者毎に1通の定形封筒(簡易書留料404円分の切手)を貼付し、修了証送付先を記入したものを講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会でご本人のみ受領可。但し、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので必ず認印をご持参ください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

足場の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習・8ユニット【全科目】
2ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第13号
登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内
TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaihou-291.jp>

1 作業主任者を 選任すべき作業	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)張出し足場又は高さが 5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業に伴う作業主任者の職務		
2 講習日時及び 会場	学 科	令和 5年 9月21日(木) 9:00~17:10 9月22日(金) 9:00~17:15	(公財)若狭湾エネルギー研究センター 敦賀市長谷 64-52-1
3 受講資格	① 満18歳以後、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの(申込時に卒業証明書等を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条) 注 満18歳以後、作業従事経験年数が平成29年6月30日までに3年に満たない者は「足場の組立て等特別教育修了証」又は修了証明書【様式】の現物提示及び(写し)の添付が必要となります。		
4 講習科目	講 習 科 目		講習時間
	学科	① 作業の方法に関する知識	7 時間
		② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間
		③ 作業員に対する教育等に関する知識	1時間 30 分
		④ 関係法令	1 時間 30 分
5 講習科目の 一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	職能法による建築施工系とび科の訓練を修了した者	上記4の①②
	ロ	職能法によるとびの1級又は2級の技能検定に合格した者	
6 受講料等	全科目	13,475円 テキスト代 1,716円 合計 15,191円(消費税込)	
	イ・ロ免除	10,450円 テキスト代 1,716円 合計 12,166円(消費税込)	
7 定 員	40名 ただし受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください。) 受講証を交付しますから、会場受付に講習日の都度提示してください。		
9 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付致します。 ※なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので受講者毎に1通の【定形封筒】(簡易書留料【404円分の切手】を貼付し、修了証送付先を記入したもの)を講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会で【本人のみ】受領可。但し、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので必ず認印をご持参ください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで

高志分会	〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL 0776-21-8094	FAX 0776-21-8094
南越分会	〒915-0831 越前市日野美 1-2-13 丹南建設開発機構内	TEL 0778-42-8870	FAX 0778-42-8871
鯖江越前分会	〒916-0023 鯖江市西山町 11-7 鯖江建設業会内	TEL 0778-51-4683	FAX 0778-51-7088
嶺南分会	〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17	TEL 0770-22-0347	FAX 0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031 大野市月美町 14-21(一社)大野建設業会内	TEL 0779-66-3125	FAX 0779-65-5678